

法王設定境界線問題に關する考察 (下)

— 近世ヨーロッパ膨脹史上の一問題 —

前川 貞次郎

目 次

序

- 一、一四九三年以前のポルトガル、イスパニア間の紛争
- 二、法王アレクサンデル六世の諸教書(以上前號)
- 三、トルデシラス條約(以下本號)
- 四、その後の諸問題

結

三

前述の如く法王アレクサンデル六世の諸教書によつては、ポルトガル・イスパニア兩國間の海外紛争は何等根本的解決をみなかつた。解決といふより、むしろそれらの諸教書はイスパニア側にのみ有利な特權を與へたもの

法王設定境界線問題に關する考察(下)

といふべきであらう。従つてポルトガルがこれらの諸教書の決定に大なる不滿を抱き、兩國間の直接交渉によつて問題の解決を企圖したのは當然である。

既に早く一四九三年三月九日のコロンブスとポルトガル王(ジョアン二世)との會見以來、新發見地の所屬問題に關し兩國間に交渉が行はれてをり、特に同年八月以降、兩國は夫々全權使節を任命して、協議を續けた。

即ちコロンブスとの會見で新發見地の領有を主張したポルトガル王は、直ちに問題の武力的解決を企て、艦隊を該地域に派遣せんと欲した。このことを知るや、イスパニア王は、使節をポルトガル宮廷に派し、ポルトガルが全權をイスパニアに送りよこすこと、船隊の派遣は中

止すること、その代りに、問題の發見地がどの海洋にあるかが決定される迄はポルトガル臣民が該地域の諸港に赴くを容認すること等を通告した。

他方ポルトガル王も使節をイスパニア宮廷に送り、イスパニア臣民がボジャドール岬以南より、兩國が決定すべき領地の限界線に至るまでの漁業を行ふことを禁じ、且つこの限界線かカナリー諸島を通る緯線に設け、その線以南の航行はポルトガル側に屬すること等を主張して協議せしめた。^①

① Davenport; op. cit. p. 79.

このポルトガル側の主張にも類はれる如く、當時の人々は、大西洋の南方に大陸 (*terra firma*) が存在してゐると信じ、コロンブスの發見したのもその一部であると考へ、南部大西洋地域の支配領有を兩國共に熱望してゐたのである。前述のアレクサンデル六世の敎書、特に境界線を決定した一四九三年五月四日付 *Inter Caetera* の中に、「北極より南極に一線を設定し、その西方及び南方に於いて (*versus occidentem et meridiem*) 云々」とあ

るのも、實にかゝる當時の地理的知識に基くが故である。^①

① Vander Linden; op. cit. p. 9.

一四九三年の八月中旬、ポルトガル全權がバルセロナに來り、更に協議が續けられたが、問題の發見地の位置が不明のため、兩國間の意見が對立し、容易に一致をみなかつた。この間イスパニア國王は、問題解決に更に有利な立場を得んとして、法王アレクサンデル六世に要請して與へられた敎書が前述の一四九三年九月二十六日付敎書 *Dudum Sigudum* である。この敎書によつて極めて有利な獨占的特權を與へられたイスパニア王は、問題を一舉に解決すべく、同年十一月、有力な使節をポルトガル宮廷に派したが、何等うる所はなかつた。

その後交渉は停滯したが、一四九四年三月、再びポルトガルの全權がイスパニアに赴き、直接交渉を開始した。この時、ポルトガル側は、前年の法王の敎書(五月四日付 *Inter Caetera*)によつて設定された境界線が餘りに東方にある故、之を更に西方、即ちヴェルデ岬島と

コロンブスによつて發見された土地との中間に設定すべきであるといふ一の妥協案を提出した。恐らくポルトガル王はこれらの境界線内に未知の有名な土地(南方大陸)——アンティリア或は七市の島——があり、何らかが發見されうると確信してゐたのであらう。

このポルトガルの主張をイスパニア王も承認したため交渉は進捗し、一四九四年六月七日、イスパニアのトルデシラス(Tordesillas)に於いて兩國全權の間に條約が締結調印された。これが所謂トルデシラス條約と呼ばれるものである。^①

① トルデシラス條約の原文及英譯は Davenport, Document 9. (p. 84-100) 及び Blair and Robertson: Philippine Islands. Vol. I. p. 115-129 である。但し後者は條約の主要部分の英譯のみである。

トルデシラス條約の内容は大要左の如くである。

(一) ヴェルデ岬島の西方三七〇ルグアの距離に南北に一線を設定し、之を境界線としてその東方にあり、又ポルトガルによつて發見されたあらゆる土地はポルトガル王の支配に屬し、この線の西方にあり、イスパニア

によつて發見された土地は、イスパニアの支配に屬する。

(二) 今後兩國共、他國の領域内へ、大陸或は島嶼發見探索の目的、或は交易、征服の目的のために船舶を派遣せざること。萬一、一國の船舶が他國の領域内を航行して、本土及び島嶼を發見した場合は、該發見地は、相手國の所有に屬し、直ちに相手國に讓渡すること。

(三) 本條約締結の日より十ヶ月以内に、兩國は互に一隻もしくは二隻の船舶を派遣し、それに必要と思はれる同数の水先案内者、測星師、水夫を乗組ます。これらの船舶はグランド・カナリア(Grand Canaria)島——カナリー群島中の一島——に集まり、互に乗組員を交換し、ヴェルデ岬島に至り、其處より西方に三七〇ルグアを直行する。その地點で兩國側の合意の下に、南北の一線を設定する。かくして定められた線は永久的なもので、今後如何なる場合と雖もそれを否定、或は抹殺し得ぬ。もし偶然この線が土地を横切る場合は、その地點に、境界標或は塔を建てること。

(四)イスパニア船舶にして、ポルトガル領域内を航行するものは、目的地向つて直行すること。本條約締結後二十日間に、イスパニアの發見した土地が、ヴェルデ岬島より西方二五〇レグア以内にある場合ポルトガルに屬し、他の部分にある場合はイスパニアに屬する。

(五)本條約の確認を法王に要求すること。

(本條約は一四九四年七月二日イスパニア王、同年九月五日ポルトガル王によつて批准され、一五〇年六月一月二十四日法王ユリウス二世の教書 Ea Que によつて確認された。^①)

① この教書 Ea Que については後述参照。

トルデシラス條約の規定は、後述の如く、すべて直ちに實行されることはなかつたが、ともかく、この條約によつて永年にわたるポルトガル・イスパニア兩國間の海外領土を廻る紛争が一應解決されたことは確である。今後ポルトガルが専ら東方に、即ちアフリカ、印度方面へ進出し、イスパニアが西方、即ちアメリカ本土の探檢に

従事するに至るのも、この條約締結に基く所が多い。

しかし、前年の法王アレクサンデル六世の諸教書によつて、有利な立場を獲得したイスパニア王が、何故ポルトガル側の主張を容認して、かゝるイスパニアとしては妥協的な條約を締結したのであらうか。

この問題についてはこゝで詳細に考察する餘裕はないが、一言で云へば當時の國際狀勢よりするイスパニア國王(フェルディナンド)の對ポルトガル外交政策の轉換に由來するものと考へられる。既述の如く從來イスパニア(カスティリア)とポルトガルは傳統的な敵對關係にあつた。獨立を維持せんとするポルトガルと之を併合せんと欲するカスティリアとの間には不斷の抗爭狀態が存在した。然るに一四六九年カスティリアの王女イサベラとアラゴンの王子フェルディナンドとの結婚、一四七四年イサベラのカスティリア王位相續、一四七九年フェルディナンドのアラゴン王位への即位によつて、事實上の兩國合併が實現し、イスパニア王國の成立をみた。而もこの兩「カトリック王」の賢明な統治によつてイスパニアの國力

は強化され、イスパニアは從來の「イベリア的孤立」より、ヨーロッパに於ける「強國」としての地位をうるに至つた。

かくて後十六世紀のヨーロッパに於ける一大中心勢力として、優越を誇るイスパニアの實力は實にこのイサベラ及フェルディナンドの治世に於いて養成されたのである。このイスパニアの強國化への發展は當然その對外政策にも反映する。即ちイスパニア外交の主要方向は西方の隣國ポルトガルより、東方のヨーロッパ諸國へと移動した。フランス、イタリア、ドイツ等との關係が重要性を増すに至る。

ポルトガルに對する外交政策が敵對關係より友好關係の維持に轉換するのも、一つには、イスパニアがヨーロッパの中心部での活躍を行はんがための背後の平和維持の必要から生じたものである。(他の一つの理由としては、ポルトガルがイスパニアの強大によつて、これと抗争するの無益なことを覺つたことにもある。)

一四九〇年秋のポルトガル王子(アフォンソ)とカステ

法王設定境界線問題に關する考察(下)

イリア王女(イサベラ)との結婚より始まる兩國間の極めて複雑な婚姻關係を考察する時、「我々はイスパニア王室の對ポルトガル政策が結婚による併合の目的の放棄と從來の敵對關係を終結せしめて友好關係を樹立せんとする所にあることに氣付く。トルデシラス條約の締結も實にかゝるイスパニアの對ポルトガル政策の表現に他ならない。もしもこのイベリア半島の兩締約國間の友好關係の不斷の維持によつて強化され、支持されてゐなかつたら、トルデシラス條約は恐らく一片の紙屑となつてゐたであらう。」^①

① Merriman; op. cit. Vol. II. p. 270. 尙イスパニアの外交政策については Merriman; op. cit. Vol. II. ch. XIX 參照。

トルデシラス條約により境界線を更に西方に移動することによつて紛争は一應落着いたとは云へ、問題は事實上決して完全に解決されなかつた。例へば、當時の科學的知識の狀態に於いては、境界とすべき子午線の正確な

位置決定が不可能であつた。のみならず、出發基點としてヴェルデ岬諸島の中のいつれを選ぶかといふ問題もあり、本條約の規定には尙幾多の論争の餘地が残されてゐた。

事實トルデシラス條約の重要條項——「本條約締結後十ヶ月以内に境界線決定のため船舶を派遣すること」——は實行されなかつた。漸く翌一四九五五年五月七日に兩國王間に次の如き協約が成立した。即ち來る九月に兩國の委員が境界線を設定する方法を決定するために、國境附近に集合すること、どちらか一國の通告によつて他國は委員によつて定められた方法に従つて上記の境界線を決定すること、それまでは船舶の派遣を延期すること、双方の國で作成されたすべての水路圖にこの境界線の記入を命ずること等が協定された。

- ① この協定の原文及英譯は Davenport; Document 10. (p. 101-106) Blair and Robertson; Philippine Islands. Vol. I. p. 131-135. 参照。

境界線が表示されてゐる現存地圖の最古のものは一五〇二年の Cantino 地圖といはれてゐる。その他十六世紀初

地圖にはこの境界線が基本子午線となつてゐるものがある。これらの古地圖に就いては E. I. Stevenson; Maps illustrating Early Discovery and Exploration in America, 1502-1530 参照。

然しこの協約の諸規定もすべて實行されなかつたやうである。かくてトルデシラス條約によつてコロンブスの發見によつて惹起されたポルトガル・イスパニア兩國間の紛争には一應の落着をみたとは云へ、海外問題を廻る兩國間の抗争は事實上何等根本的な解決を與へられなかつた。

今後兩國の海外進出が發展するにつれ、又十六世紀末より兩國以外の諸國、例へばオランダ、フランス、イギリス等の海外發展が行はれるに至つて、この境界線を中心として多くの論争が発生し、諸種の問題が惹起されたこの點より云へば、この境界線の設定は問題を解決したといふより、むしろ諸問題を提起したものだといふべきであらう。以下この境界線設定によつて惹起された諸問題について、簡単な解説を試みたい。

四

所謂境界線の設定によつて惹起された諸問題の中、注目すべきものとして先づブラジル領有の問題が擧げられる。

南米東海岸(赤道以南)の探検は最初イスパニア人によつて行はれた。即ち一四九九年十一月ビンソン(Vincent Yanez Pinzon)が本國を發し、ヴェルデ岬島より南西に向ひ、一五〇〇年一月に南米東岸に到着し、それより北西に向つた。更にビンソンの出發より數週間後、ディエゴ・デ・レペス(Diego de Lepez)が同じくイスパニア本國を發し、南米東端のアウグスティン岬——南緯八度に到着した。

然るに、これらのイスパニア人による發見と殆んど時を同じうして、ポルトガル人によつても亦南米東岸の發見が行はれた。即ち一四九八年のヴァスコ・ダ・ガマ(Vasco da Gama)が印度洋航路の發見に成功するや、次いで一五〇〇年初カブラル(Pedro Alvarez Cabral)の

船隊が印度に向けてリスボンを出航した。この時カブラルは恐らくヴァスコ・ダ・ガマの勸告に基いてであらう、ギネア灣の無風を避けるためにヴェルデ岬島より西航し、四月二十一日に南米東岸——現在のブラジル沿岸ポルト・セグロ(Porto Seguro)附近——に到着した。この地點は數週前に上記ディエゴ・デ・レペスが到着した地點より約五百哩南方に當り、南緯十八度附近である。カブラルは此處をサンタ・クルス(Santa Cruz)と命名した。^①

① Bourne: Spains in America, p. 74. 一般には、これはカブラルが嵐のために吹き流されたためと解してゐるか、それが誤であることはバーンによつて明に指適されてゐる。

このカブラルのブラジル到着自體は當時大した重要性をもつものとは考へられてゐなかつた。それは印度航路への便宜な地點にしかその意義は認められてゐない。恐らく當時條約によつて設定された境界線が、上記のビンソンやディエゴ・デ・レペスの上陸地點より遙かに西方を通ることも知られてゐなかつたからである。

然し、その後、ポルトガル船隊がこの地方に赴き、漸次にこの地域の地理的知識が明確になるにつれ、この境界線、及びカブラルの發見の重要性が増大して來た。確かにカブラルのブラジル發見は全く偶然的な、——然し非常に蓋然的な——事件ではあつたが、ポルトガル側がトルデシラス條約の規定に従つて、ブラジル領有を主張する決定的且つ疑ふ餘地なき根據を與へたものであつた。

ポルトガル王が法王ユリウス (Julius) 二世との親善關係を利用して、早くトルデシラス條約の確認を求め、一五〇六年一月二十四日付教書 *Ha Quae* によつてそれを得たのも、實にかゝる理由に基くものである。^① いづれにしろ、後ブラジルがポルトガルの領有に歸し、本國に對して極めて重要な植民地となつたのは、このトルデシラス條約の規定に基くものである。

① この教書の原文及英譯は Davenport; Document II. p. 107-111.

トルデシラス條約に關する第二の更に重要な問題はモルッカ (Molucca) 群島(所謂香料諸島)の領有を繞るイスパニア・ポルトガル兩國間の抗爭である。云ふ迄もなく法王アレクサンデル六世の教書にしろトルデシラス條約にしろ、そこに取上げられてゐる境界線はいづれも大西洋上の問題であつて、その對蹠線、即ち太平洋(大東亞海)海域に關しては何等言及してゐない。大西洋上の境界線の確定が困難な當時の地理學的智識水準に於いて、太平洋上の境界線を設定することは事實上不可能でもあり、又一四九三—九四年現在ではその必要も痛感されてゐなかつたのであらう。

然るにその後イスパニア・ポルトガル兩國の海外發展就中ポルトガルの印度より東印度諸島への進出が發展し、東洋貿易の大宗たる香料の主要產地、モルッカ諸島の領有問題が起るや、こゝに太平洋上の境界線の設定、その基準としての大西洋上の境界線の確定の必要が痛感され、境界線問題を繞つて兩國間の紛爭が再發するに至つたのである。敢へて極言すれば、境界線設定問題が眞に

重要性を有するに至るのは、大西洋上の問題に關してではなく、むしろ太平洋上の問題に關してであらう。^註

註 モルッカ諸島の領有を繞るイスパニア・ポルトガル兩國の間の抗争の詳細については他の機會に發表する豫定である。

従つてこゝではその概略に止めたい。

トルデシラス條約締結の翌年即一四九五年にポルトガル王ジョアン二世が死し、甥のマノエル(Manoel)が即位するやその海外進出は更に積極的となり、遂に一四九八年ヴァスコ・ダ・ガマが印度洋航路の發見に成功し、永年の希望が實現した。再來ポルトガルは印度洋海上權の制把、東洋貿易の獨占を目指し、連年武裝商船隊を派し、或はアラビア人を撃破し、或は印度西海岸(マラバール海岸)に貿易據點を設立し、着々ポルトガル「印度帝國」(Estado da India)の基礎を築いた。殊にアルメイダ(Almeida)及びアルブケルク(Albuquerque)等の指導下にゴア(Goa)を根據地とし、東方の要衝マラッカ(Malacca)を攻略し(一五一一年)、東印度諸島、支那、日本進出の前進基地とした。

法王設定境界線問題に關する考察下

マラッカ攻略後直ちに東洋貿易の中心、香料の主産地たるモルッカ諸島に着目し、一五一一年來、或は一五二年初早くもアンボイナ(Amboina)を占據して商館を置き、次いでテルナテ(Ternate)その他にも渡來して、香料貿易の完全なる獨占を企てた。

當時のポルトガル人にとつてはマラッカ或はモルッカ諸島が果してトルデシラス條約によつて定められた自己の領域内にあるか否かが、疑問であり、且つ一般にはモルッカ諸島はイスパニアの領域内にあると云ふ噂が流布しており、イスパニア王がこれらの地域を占領するため遠征隊を送ると云ふ計畫が存してゐたため、ポルトガルとしてはモルッカ諸島地域の確保、文書による公認が特に必要であつた。かゝる必要から生れたものが一五二四年十一月三日付の法王レオ(Teo)十世の敎書 *Præcelsæ devotionis* である。^①

この敎書に於いて法王レオ十世は、以前の諸法王がポルトガル王に附與した諸特權を再確認したのみでなく、「ボジャードール岬及ナン岬より印度に到る如何なる場所、

いかなる地域——それが現在我々に偶々知られてゐない様なものでも——」(tam a Capibus de Bogiador et de Naon usque ad Indos quam etiam ubicunque et in quibus unque partibus, etiam nostris temporibus forsan ignotis)——に於ける土地及び非キリスト教徒より獲得されたる財産をポルトガル王に許與した。

即ちこの教書によつて法王は先に設定された境界線を印度に至る場合にとらるべき航路に關して兩當事國間に決定されたものとみなし、之を西半球のみに限定せんとしたことは明であり、^②他半球に關しては之を無視した。何故ならこの教書は、ポルトガルに對し、東方航路に従つて、非キリスト教徒より土地を獲得する場合、たとひそれが地球と半周して更に東方に存するものでも許容してゐるからである。

- ① この教書の原文及英譯文は Davenport; Document 12. p. 112-117. 及び Blair and Robertson; Philippine Islands. Vol. I. p. 136-138 (但し之は英譯のみ) に收められてゐる。

- ② Davenport; op. cit. p. 112.

ポルトガルがかく印度洋航路を發見し、且つモルッカ諸島を事實的にも形式的にも支配し、その東洋貿易によつて巨利を收めつゝあるのをみて、イスパニアは、たとひコロンブス及それ以後の諸發見によつて西印度諸島、を領有してゐたとは云へ、そこから未だ何等の巨大な利益をあげえなかつた當時、このポルトガルの成功を羨望し、自らも直接、即ちポルトガルの領域を通らずして印度乃至はモルッカ諸島に到達せんとする希望を實現せんと努力したのは當然である。コロンブスの最後(第四回)の探檢航海を初めとし、一五〇八年よりの沿岸及地峽を求めてのイスパニアのアメリカ探檢は、この目的から出發したものであつた。そしてそれは遂に一五一九年のフェルナンド・マガラーネス(Fernando Magallanes)——マジラン(Magellan)——によつて實現をみたのである。マジランの探檢航海の目的が西方航路によるモルッカ諸島への到着、即ちアメリカ大陸の地峽を通過し、その西にある大洋——南海(Mar del Sur)を横斷し、モルッカ諸島に至る航路、——而も之は南阿迂回のものより短距

離であると信じてゐた一の發見にあつたことは明である。事實彼がイスパニア王カルロス一世よりこの航海の許可をうるや、ポルトガル側があらゆる手段を講じて、彼の航海準備を妨害してゐる點よりみても、このことは明である^①。

① マジェランの生涯及び彼の航海準備、ポルトガル側の妨害等については、Guillemand; *Life of Ferdinand Magellan* (1890) 参照。

一五一九年九月十日イスパニアを出發したマジェランは途中幾多の困難に遭遇しつゝ、遂に南米の南端を迂回し(一五二〇年十一月)、太平洋を横斷し、フィリピンに到着した(一五二二年三月)。マジェラン自身はこのフィリピンの一島で原住民のために殺されたが(一五二二年四月二十六日)、殘餘の船隊は同年十一月八日モルッカ群島のティドール(Tidor)に到着し、所期の目的は實現された。その後船隊の一隻ヴィクトリア(Victoria)號は印度洋、南阿南端を経てイスパニアに歸國した(一五二二年九月八日)。之が所謂マジェランの最初の世界周航で

ある^①。

① マジェランの世界周航の記録としては、彼の船隊に乘組み、ヴィクトリア號で歸國したイタリア人ヒガフェッタ(Pigafetta)の見聞録がある。その原文及英譯は Blair and Robertson; *Philipine Islands*. Vol. XXXIII-XXXIV. に收められてゐる。

マジェランの世界周航は種々の影響をイスパニア及びヨーロッパに與へたが、前述の如くこの航海の目的がモルッカ群島への西方航路の發見であり、而もその可能性が實現した以上、從來有利な東洋貿易を獨占してゐたポルトガルとイスパニアとの間に再び紛争が發生したのは當然であらう。

ヴィクトリア號の歸國後間もなく兩國間にモルッカ群島に關する交渉が開かれた。^①この交渉は大體次の三點を中心に行はれた。即ち(一)トルデシラス條約による境界線の確定、(二)モルッカ群島の占有について、(三)同群島の所有について。この交渉に於ける兩者の主張についてこゝで詳述する餘白はないが、結局一五二四年二月十九日ヴィクトリア(Victoria)條約の締結をみるに至つた。

ヴィットリア條約の内容は主要次の如くである。(一)境界線決定のため兩國より夫々同數の測星師、水先案内、船員が兩國々境に三月末迄に集まること、(二)同時に同所へ双方より三名の法律家が集まり、モルッカ群島の占有に關し文獻的調査を行ふこと、(三)本問題の決定は可及的速に五月末迄に行ふこと、(四)本問題が決定される間(五月末迄)は兩國とも該島へ商船隊を派遣せざること。

① この交渉に關しは Blair and Robertson: Philippine Islands. Vol. I. p. 142-158 参照。

② ヴィットリア條約の原文及び英譯は Davenport op. cit. Document 13 p. 118-130 及び Blair and Robertson; op. cit. Vol. I. p. 150-164 (但し英譯のみ)に收められている。

このヴィットリア條約の決定に基き同年四月十一日より兩國委員が國境バダホス(Badajoz)で協議を開始した。この會議—バダホス會議(Junta of Badajoz)は五月末まで行はれたが、結局何等の決定をうることも出来なかつた。何故なら兩國の要求が餘りにも相異し且つ強硬であつたからである。例へばポルトガル側が境界線をヴェル

デ岬諸島の東端より測定すべきを主張したに反し、イスパニア側は同諸島の西端より三七〇レグアの地點に設定すべきことを強調した。且つイスパニアはあくまでモルッカ群島が自己の領域内にあることを主張して譲らず、且つポルトガルとしても、その測定地點を餘りに東方に移動する時はブラジルの一部を失ふ恐があつた。之に加ふるに、當時の學問的水準に於いては赤道の長さを確定する基本的問題が解決されず、従つて境界線及びモルッカ群島の經度を決定することも不可能であつた。かくてこの會議も何等の解決をみずして解散するに至つた。

① このバダホス會議に於ける兩國、特にイスパニア側の主張に關しは Blair and Robertson; op. cit. Vol. I. p. 165-221 参照。

その後も兩國間に外交交渉は行はれた如くであるが、イスパニア王カルロス一世は實力的解決を企圖し、屢々武装商船隊を本國及びメキシコより派遣した。しかしこれらの企圖はいづれも失敗し、且つ本國に於ける財政的必要よりカルロスは遂にモルッカ群島に對する要求權を

放棄し、之と賣却或は抵當化せんと考へるに至つた。

而も當時に於けるヨーロッパ國際狀勢の悪化はカルロスをしてポルトガルの後援の必要を痛感せしめ、遂にモルッカ群島の放棄を決意し、遂に兩國全權は一五二九年四月十七日サラゴッサ (Saragossa) に於いてモルッカ群島に關する一條約を締結するに至つた。

サラゴッサ條約の主要規定は、(一) イスパニア王はポルトガル王に對し、モルッカ群島に對する權利を三十五萬デユカト (ducat) で抵當に入れる。しかしてこの金額を返済すればその權利は復する。(二) モルッカ群島の東方十九度、或は二九七・五レグアに境界線を設定し、その東はイスパニア、その西はポルトガルに歸屬することである。^①

① 一五二九年四月十七日調印のサラゴッサ條約は兩國によつて批准されず、五日後の四月二十二日に、同内容の條約が同所で締結され、これが兩國によつて批准された。この兩條約の原文及び英譯は、Davenport; op. cit. Document 15. 16 p. 146-168. 169-198. 及び後者の英譯は Blair and Robertson; op. cit. Vol. I. p. 222-239 に收められてゐる。

法王設定境界線問題に關する考察(下)

る。

サラゴッサ條約の締結によりモルッカ群島領有を繞るイスパニア・ポルトガル兩國間の紛争は一應解決をみた。しかし之によつてもトルデシラス條約による境界線は何等確定されなかつた。サラゴッサ條約は、科學的調査に基いてこの基本的境界線の決定すること、その場合本條約は無効となることを規定してゐるが、實際上かゝる調査は行はれることなかつた。この點よりみても、境界線の設定は全く理論的形式的解決にすぎず、^註 實際的には何等の有效性も持たなかつたものといへる。

註 例へばサラゴッサ條約による境界線では比島はポルトガル領域内に在るにも拘らず、ポルトガルは事實上その要求を確保してゐず、反對にイスパニア側か之を領有してゐる。

境界線設定によつて惹起せられた問題には尙例へば、「海洋の自由」を中心とする國際法上の問題、或は地圖作成上の地理學的問題等が残されてゐる。がこれらの諸問題については小論で論及する餘裕が許されてゐないので割愛せねばならぬ。

結

叙上の極めて燕雜な考察よりして、小論の冒頭に掲げた諸問題に對し次の如く答へ得よう。

(一) 海外問題を繞るイスパニア・ポルトガル間の紛争は、コロンブスの發見を契機として始めて惹起されたものではなく、それは本國に於ける王位繼承を中心とする抗争と聯關しつゝ、可成り古くから存続し、特に十五世紀初よりのポルトガルの積極的な海外進出によつて一層増大した。コロンブスの發見後の紛争も實にこの約一世紀にわたる兩國間の海外抗争史の一環をなすものに他ならない。而してこの紛争はその後十六世紀の後半、一五八〇年にイスパニアがポルトガルを併合するに至る迄存続するものであつた。

(二) 法王アレクサンデル六世は、この兩國間の紛争の平和的調停者として、諸教書を發布し、所謂境界線を設定したのではなく、それらはイスパニア側の主張を有利に導かんとして行はれたものである。境界線設定の發案

も法王からではなく、イスパニア側、特にコロンブスの主張より生れたものと思はれる。

(三) 従つてこの法王アレクサンデル六世の教書による境界線の設定は、しかし何等兩國間の紛争を解決したのではなく、むしろ之によつて激化された。トルデシラス條約による境界線の修正によつて、紛争は一應妥協をみたか、然し問題の根本的解決ではない。事實この境界線は實地に測量確定されることはなかつた。要するに境界線の設定は一種の政治的外交的解決に伴ふ一の便宜的處置にすぎない。

(四) 境界線設定は、單に大西洋(ヨーロッパ)の問題にのみ關するものではなく、それが眞に取上げられるに至るのは、太平洋(アジア)の問題に關してである。モルッカ群島の領有を繞る兩國間の紛争がこの境界線の確定を必要ならしめた。ヨーロッパ外世界の問題がヨーロッパに重大な關係をもつことを示す、一つの例である。

(五) 然し私が小論を起草した眞の企圖は、境界線問題についての單なる事實的研究にのみあるのではない。近

世史の主要傾向であるヨーロッパのヨーロッパ世界への膨張によつて、ヨーロッパ世界の問題が、逆にヨーロッパに重要な影響を與へること、ヨーロッパがヨーロッパ世界に依存する傾向の發生することを示す一つの事例としてこの問題を取上げんとするにある。勿論十九世紀末に至るまでのヨーロッパ世界の問題がヨーロッパにとつて重要であるのは、あくまでヨーロッパ的世界秩序内の問題としてであらう。ヨーロッパ世界がヨーロッパに對してもつその歴史的地理的意味は時代と共に變化する。我々はその最初の最も顯著な一例としてこの境界線設定を繞る諸問題をあげうるのではなからうか。小論はかゝる看點よりする再檢討の第一頁にすぎない。

(完)

(昭和十八年十二月)